

滝沢市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を令和6年10月に実施したので、
その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年11月25日

滝沢市監査委員 佐藤 博己
滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

定期監査報告書

1 監査対象機関及び監査執行年月日

監査対象機関	監査執行年月日
地域福祉課、子育て課	令和6年10月 2日
道路課、経営課	令和6年10月 9日
都市政策課、財務課	令和6年10月 17日
市民課、河川公園課、学校給食センター 一	令和6年10月 30日

2 監査場所

滝沢市役所第2委員会室、滝沢市役所分庁舎1階会議室及び学校給食センター研修室

3 監査執行者

滝沢市監査委員 佐藤 博己

滝沢市監査委員 栗山 隆一郎

4 監査対象事務

令和6年度における財務事務事業全般

5 監査の主眼

財務に関する事務事業の執行及び事業の管理が適法かつ効率的に行われているかを主眼とした。

6 監査の方法

令和6年度における財務事務、事業の実施状況及び事業の管理状況について、あらかじめ調書の提出を求めた。

所定の調書に基づき、各所属長から説明を聴取するとともに、併せて既に実施した例月出納検査の結果を踏まえて、抽出調査の方法も併用し、関係帳票、調書類を調査する監査の方法とした。

7 監査の結果

監査の対象とした財務に関する事務事業の執行及び事業の管理状況については、下記留意事項を除き全般的にみて概ね良好と認められる。

なお、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

留意改善を要する事項

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施した結果、次のとおり留意改善すべき事項が認められた。

○上下水道部 経営課

令和6年度上水道漏水調査及び分析業務に係る委託契約の入札において、不適切な入札事務により、契約の解除及び入札の取消しに至っている。

これらは、市民からの信頼を著しく損なう重大な事案であることから、厳に注意するとともに再発防止の徹底を求めるものである。